

5センチメートル

差押年月日

年

月

日

差押庁

美 唄 市

差 押 物 件 の 証

この証票を損壊した者は、刑法第96条の規定により、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。また、報酬を得、又は得される目的でこの証票を損壊した場合は、刑法第96条の5の規定により、刑が加重されます。

3センチメートル